



議案第一号

公営三朝ユースホステル使用条例の一部改正について

次のとおり公営三朝ユースホステル使用条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求め  
る。

昭和五十二年一月二十一日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾貳年壹月廿壹日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

公営三朝ユースホステル使用条例の一部を改正する条例

公営三朝ユースホステル使用条例（昭和三十八年三朝町条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表一を次のように改める。

別表一（第四条関係）

| 区分      | 単位   | 一人につき  |                | 備考                         |
|---------|------|--------|----------------|----------------------------|
|         |      | 金額     | 摘要             |                            |
| 宿泊料     | 一泊   | 五〇〇円   | 中学生以下<br>高校生以上 | 1 暖房料は、十一月一日から三月三十一日までとする。 |
| 朝食料     | 一食   | 八五〇円   |                |                            |
| 朝食料     | 一食   | 四〇〇円   |                |                            |
| 夕食料     | 一食   | 六〇〇円   |                |                            |
| 昼食料     | 一食   | 四〇〇円以内 |                |                            |
| 自飲料     | 一回   | 三〇円    |                |                            |
| スリッパ使用料 | 三泊以内 | 一〇〇円   |                | 2 集会室の暖房料は、一人三〇円とする。       |
| 集会室使用料  | 一日   | 二〇円    |                |                            |
| 暖房料     | 一泊   | 一〇〇円以内 |                |                            |

附 則

この条例は、昭和五十二年二月一日から施行する。ただし、昭和五十二年一月三十一日の  
宿泊者については、なお従前の例による。